



10 9月20日(金)～26日(木)は「動物愛護週間」です

動物を大切にする愛護や、マナーを守った飼い方についての理解と関心を深めることを目的に「動物愛護週間」が定められています。

動物を飼っている方も飼っていない方も、動物の適正な飼い方や人と動物との共生について考えてみましょう。

▶環境政策課 ☎23-3541



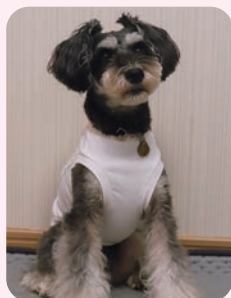
犬と暮らす方へ

◆ふんは、後始末を

散歩中のふんは放置せず、必ず持ち帰りましょう。

◆放し飼いはやめよう

愛犬が事故にあったり、人にケガをさせたりするかもしれません。リードなどでつないで飼いましょう。



◆狂犬病の注射は、忘れずに

犬は狂犬病予防法による登録が必要です。年に1度の予防注射も忘れずに。



猫と暮らす方へ

◆室内で飼おう

屋外で飼うと、ふん尿をしたり、近所の庭を荒らしてしまう可能性があります。また、事故や感染症を防ぐためにも室内で飼いましょう。



◆不妊・去勢手術を考えよう

猫は1回の出産で4～5匹の子猫を生みます。飼えない子猫が生まれないように、不妊・去勢手術を考えましょう。



飼っている人も、飼っていない人も

◆動物を捨てたり、虐待することは「犯罪」です

犬や猫などの愛護動物を遺棄・虐待すると、1年以下の懲役または100万円以下の罰金となります。また、みだりに殺傷すると5年以下の懲役または500万円以下の罰金となります。

ペットを一度飼ったら、寿命まで飼い続けましょう。また、飼っている動物もその他の動物も傷つけることのないようにしましょう。

◆無責任な餌やりはやめよう！

「かわいそうだから」と、むやみに猫へ餌をあげると、ご近所トラブルの原因となることがあります。餌をあげるのであれば、片付け、猫用トイレの設置と管理、不妊・去勢手術をするなど、飼い猫と同じように責任を持って世話をしましょう。

みんなで仲良く
幸せに暮らせると
いいね♪

